

5 用語解説

あ行	愛知 TRY	愛知 TRY 実行委員会は、「差別をなくそう愛知から」をキャッチフレーズに活動し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目指す団体。
	ILP 集中講座	自立生活プログラム (ILP) とは、障がいのある人が自立生活に必要な心構えや技術を学び、障がいのある人とない人が共に生きる場をつくるために、障がいのある人自身が力をつけていくためのプログラム。
	アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさを表す言葉。年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
	医療相談員	病院において患者やその家族に対する相談業務を行う専門職。医療・医学的なことの相談は医師が行い、それ以外の経済的問題、療養中の心理的・社会的問題の解決・調整・援助や退院、社会復帰に関する相談を受けている専門職で (MSW) とも呼ばれる。
	インクルーシブ教育システム	障がいのある人とない人が可能な限りともに学ぶ仕組みのこと。
	一般就労	福祉施設等での就労ではなく、企業などへの就職、在宅などでの就労および自らの起業などによる就労。
	インフォーマルサービス	公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援 (フォーマルサービス) 以外の支援。家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、NPO などの制度に基づかない援助などが挙げられる。
	SP コード	文字情報を内包した 2 次元コードの一種。専用の読み取り装置にあてるとデジタル音声で読み上げ、文字情報を聴くことができる。
	NPO	民間非営利組織、特定非営利活動団体 Non Profit Organization の文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。
	エンパワメント	障がいのある人やその家族がより内発的な力を持ち、自分自身の生活や環境をよりコントロールできるようにしていくこと。
	オストメイト	がんや事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開口部 (ストーマ (人工肛門・人工膀胱)) を造設した人のこと。

か行	ガイドヘルパー	一人では外出できない障がいのある人に付き添って、歩行の介助や誘導をする人のこと。
	ケアマネジメント	保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。
	権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難である人を、あらゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、尊厳ある生活を送る上で必要な権利を保障するという考え方やその実践のこと。
	高次脳機能障がい	病気や事故などの様々な原因で脳が部分的に損傷を受けたために、言語、思考、記憶、行為、学習、注意等の知的な機能に障がいが生じた状態を指す。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているが、新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動ができなくなり、生活に支障をきたすようになる。
	合理的配慮	障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難さを取り除くための、個別の調整や変更のこと。平成28年4月に施行された障害者差別解消法により、行政機関や事業者には、障がいのある人に対する合理的配慮を可能な限り提供することが求められるようになった。
さ行	災害時要配慮者	高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な人のこと。
	障害者基本法	障がいのある人の自立と社会参加の支援などのための施策に関して基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることによって障がい者施策を総合的かつ計画的に進め、障がい者福祉を増進することを目的とする法律。平成16年6月に心身障害者対策基本法から改称・改正され、法の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者であることを明記した。
	障害者就業・生活支援センター	地域において生活している就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
	障害者総合支援法 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた障害者自立支援法が、平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病等を追加するなどの見直しが行われた。

さ行	障害者総合支援審査会	障がいのある人等の障がい福祉サービスの必要性を明らかにするために、心身の状態を総合的に示す指標である障害支援区分を審査判定する市町村の付属機関。審査会は、全国統一基準の認定調査や医師意見書からなるアセスメントに基づき審査判定（二次判定）を行います。
	障害者トライアル雇用制度	障がいのある人を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
	情報保障	人間の「知る権利」を保障するもの。特に聴覚に障がいのある人は、音声によって提供される情報や会話を理解できないため、日常的に情報から疎外されているといえる。そのため、一般的に「情報保障」とは、聴覚に障がいのある人に対するコミュニケーション支援を指す。
	身体障害者手帳	体に障がいのある人が「身体障害者福祉法」に定める障がいに該当すると認められた場合に都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。身体障害者手帳の等級は重い方から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、肝臓、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫機能）に分けられる。
	生活の質（QOL）	Quality of life（クオリティ オブ ライフ）は「生活の質」「生命の質」などと訳され、身体的な苦痛を取り除くだけでなく、精神的、社会的活動を含めた総合的な活力、生きがい、満足度という意味が含まれる。
	精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1級～3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき、都道府県知事が交付する手帳で、一定の精神障がいの状態にあることを証する。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。手帳の等級は、重い方から1級・2級～3級まであり、精神疾患や、それによる機能障がいと能力障がいの状態の両面から総合的に判定される。

さ行	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより契約に関する判断能力が不十分な成年者の権利を保護するための制度。本人があらかじめ後見人と職務内容を定めて契約する任意後見と家庭裁判所が後見人を選任する法定後見とがある。法定後見は後見、補助、補佐の3段階に分かれ、被後見人の状況に応じて適用される。被後見人に関して、後見人は全ての代理権を有し、補助、補佐は民法に定める事項について同意権と取消権を持つ。具体的には判断能力が不十分な人について、契約の締結などを代わりに行い、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができる。
	総合支援協議会	地域の関係機関によるネットワークを構築し、地域における様々な障がい福祉の課題や困難事例に対する解決方法を検討するなど、地域で安心して生活を送ることができるよう地域生活に関わる課題を協議する場。
た行	地域活動支援センター	障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。
	DAISY 録音	DAISY (Digital Accessible Information System) という規格を用いたデジタル録音。この規格で録音された図書を再生ソフトを使用して読むと、図書の内容が音声で読み上げられる。
	トワイライトスクール	放課後等に小学校施設を活用して、学年の異なる友達と自由に遊んだり、学んだり、体験活動に参加したり、地域の人々と交流することを通じて、子どもたちの自主性・社会性・創造性などを育むことを目的とした教室。
な行	日常生活自立支援事業	日ごろの生活に不安がある人の福祉サービスの支援や、お金の管理を行う事業。
	ノーマライゼーション	「障がいのある人も、ない人も、地域の中で平等に生活できる社会」という考え方で、そのために、ともに支えあい、お互いに尊重しながら共生できる社会を作っていくという基本理念。デンマークのバンク・ミケルセンが知的障がいのある人の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障がい者福祉の最も重要な理念。これまでの福祉が障がいのある人を一般から引き離して、特別扱いする方向に進みがちであったのに対して、障がいのある人もない人も同じように暮らせる社会があたりまえの社会であるという、社会福祉の基本となる考え方。

は行	バリアフリー	高齢者や障がいのある人が社会生活を送るうえで、障壁となるものを取り除くこと。当初は、道路や建物の段差や仕切りをなくすことをいったが、現在では、社会制度、人々の意識、情報の提供などに生じるさまざまな障壁をふくめて、それらを取り除くことを指す。
	避難行動要支援者	高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。「災害時要援護者」という言うかわりに、平成 25 年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった。
	ピアカウンセリング	障がいのある人同士のグループや患者会の自助グループで用いられ、同じ境遇にある仲間同士でしか理解しえないことを語り、お互いに支持し合えるカウンセリングをいう。同じ職業や障がいを持っているなど、同じ立場にある仲間どうしによって行われるカウンセリング。
	福祉有償運送	福祉有償運送とは、タクシー等の公共交通機関では要介護者、身体障がい者等に対して十分な輸送サービスができないと認められる場合に NPO 法人、公益法人、社会福祉法人等が実費の範囲で、営利とは認められない範囲の対価によって乗車定員 11 人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う個別輸送サービスのことです。
ま行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法によって設置が定められており、児童委員は児童福祉法により民生委員が兼ねることになっている。活動の目的は、社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じるなど、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりを目指している。
や行	ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるように設計された製品・情報・環境のデザインのこと。
	要約筆記者	聴覚障がいのある人に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳者のこと。話すスピードが書く（入力する）スピードを上回り、すべてを文字化することはできないため、話の内容を要約して筆記する。

ら行	ライフステージ	成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。
	リハビリテーション	障がいを抱えるのある人や病気・けがの人などが、機能回復や社会復帰をめざす訓練をいうのこと。
	療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して都道府県知事が交付する手帳。交付を受けた人は、障がいのある人を対象とした相談・支援や各種福祉サービスを受けやすくなる。障がいの程度は、重い方からA判定、B判定、C判定と記載される。
	レスパイトサービス	障害者総合支援法に基づき、在宅の障がいのある人及び障がいのある子どもの介護者の地域生活を支援するため、介護者の疾病、冠婚葬祭等により、介護が困難となった場合、介護者に代わって、一時的に障がいのある人を保護する制度。

**津島市障がい者計画（平成 30～35 年度）
障がい者福祉計画・障がい児福祉計画（平成 30～32 年度）**

平成 30 年 3 月

発行：津島市 健康福祉部福祉課
〒496-8686
愛知県津島市立込町 2 丁目 21 番地
電話：0567-24-1115
FAX：0567-24-1138